

監視指導計画件数(新)

別紙①

ランク	業 種		対象施設数		のべ監視計画数	
				内訳		内訳
A (年2回以上)	飲食店営業	①(一般食堂等) 駅に隣接する大規模販売店内の施設 ②(弁当屋等) 1日の提供食数が1,000食以上の施設 ③(旅館等) 飲食店営業の許可を複数有する宿泊施設 ④衛生管理の継続的な指導を要する施設(過去2年以内に食中毒又は有症苦情が発生した施設、加熱不十分な肉料理を提供する施設等)	178	101	356	202
	製造業	①駅に隣接する大規模販売店内の施設 ②製造工場を有し、3件以上の製造業許可業種を取得する施設 ③衛生管理の継続的な指導を要する施設(過去2年以内に食中毒又は有症苦情が発生した施設等)		56		112
	販売業	①駅に隣接する大規模販売店内の施設 ②市場内の魚介類せり売り業・魚介類販売業許可施設 ③衛生管理の継続的な指導を要する施設(過去2年以内に食中毒又は有症苦情が発生した施設等)		18		36
	営業届	①衛生管理の継続的な指導を要する施設(過去2年以内に食中毒又は有症苦情が発生した施設等)		3		6
B (年1回以上)	飲食店営業	①(一般食堂等)加工又は調理をする生食用食肉提供施設 ②(弁当屋等)1日の提供食数300～999食、スーパー ③(旅館)市内催事(スポーツ大会)の際の宿泊施設 ④給食調理業者 ⑤衛生管理の指導を要する施設(不良食品の発生施設)	403	122	403	122
	製造業	①スーパー ②市場内の製造業 ③製造工場を有し、2件の製造業許可業種を有する施設 ④衛生管理の指導を要する施設(不良食品の発生施設)		142		142
	販売業	①スーパー ②市場内の販売業 ③衛生管理の指導を要する施設(不良食品の発生施設)		84		84
	営業届	①学校給食、共同調理場、病院 ②食品衛生監視票の交付を必要とする施設		55		55
C (3年に1回以上)	飲食店営業	①(一般食堂等)ふぐ営業施設 ②(弁当屋等)1日の提供食数100～299食の施設 ③(旅館)観光地内の宿泊施設	557	229	186	76
	製造業	①食肉処理業		22		7
	販売業			0		0
	営業届	①駅ビル及びデパート内の食品関連施設 ②Aランクと同施設内にある届出業種 ③保育所、社会福祉施設、社員寮他、きのこ販売所、診療所		306		102
D (許可更新時等(概ね6年に1回以上))	飲食店営業	①A～Cランクに該当しないもの ②食品安全システム等の認証を得ている施設	7,584	4,375	1,264	729
	製造業	①A～Cランクに該当しないもの ②食品安全システム等の認証を得ている施設		778		130
	販売業	①A～Bランクに該当しないもの ②食品安全システム等の認証を得ている施設		354		59
	営業届	①A～Cランクに該当しないもの ②食品安全システム等の認証を得ている施設		2,077		346
合計			8,722		2,209	